

# 福岡県公報

平成18年9月1日  
第2578号

## 目 次

### 告 示 (第1664号—第1684号)

○保安林の皆伐面積の限度の公表	(治山課) ..... 1
○都市計画事業の認可	(下水道課) ..... 2
○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(水産振興課) ..... 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) ..... 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 6
○救急病院等の認定	(医療指導課) ..... 7

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) ..... 7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) ..... 8
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) ..... 8
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) ..... 9
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 10

### 公 告

○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) ..... 11
○平成18年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課) ..... 11
○平成18年度技能検定(後期実施)の実施	(職業能力開発課) ..... 12

## 告 示

### 福岡県告示第1664号

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川 森林計画区	825.83
"	土砂流出防備保安林	"	"	273.43
"	水源かん養保安林	筑後川	"	957.75

	土砂流出防備保安林	"	"			363.05
	干害防備保安林	うきは	うきは	市		0.24
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区			1291.91
	土砂流出防備保安林	"	"			312.11
	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野	市		1.80
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区			1598.93
	土砂流出防備保安林	"	"			132.97
	干害防備保安林	嘉穂	嘉穂	町		0.08
	"	若宮	若宮	町		—
	"	穂波	穂波	町		0.36
	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区			504.93
	土砂流出防備保安林	"	"			128.89
	水源かん養保安林	今川	"			1022.29
	土砂流出防備保安林	"	"			345.52
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区			297.59
遠賀川	"	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区			476.75

## 福岡県告示第1665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1. 施行者の名称

筑前町

## 2. 都市計画事業の種類及び名称

夜須都市計画下水道 夜須公共下水道

## 3. 事業施行期間

平成6年6月15日から平成21年3月31日まで

## 4. 事業地

## (1) 収用の部分

平成6年福岡県告示第1108号、平成12年福岡県告示第987号、平成14年福岡県告示第92号及び平成18年福岡県告示第663号の事業地に、次の区域を加える。

朝倉郡筑前町 長者町 字東道上、字西道上、字喜助原、字前田、字下浦、字西道下、字大牟田及び字小牟田の各字の一部

中牟田 字八ヶ坪、字茶屋原及び字徳生毛の各字の一部

東小田 字塚本の一部

松延 字深町、字堤ノ下、字三十六、字竹崎、字川原、字井尻、字畠田及び字中原辺の各字の一部

安野 字上大和及び下大和の各字の一部

(2) 使用の部分  
なし

四三島 字大牟田、字井川原、字相部、字堺牟田、字長牟田、字下ノ前及び字西浦の各字の一部  
 下高場 字中高場、字堤ノ上、字草業、字小松、字才ノ木、字湯牟田、字七反坪、字車田、字浦ノ野、字本村、字田久保、字鬼丸、字田屋、字長畠及び字市沼の各字の一部  
 篠 隅 字谷頭、字古賀園、字前田、字有道及び字北原の各字の一部  
 赤 坂 字長浦の一部  
 吹 田 字原、字小路田、字井尻及び字茶屋敷の各字の一部  
 三 並 字近江、字刎穴、字八並、字塚本、字前田、字唐根垣及び字鳥巣の各字の一部  
 畑 島 字池の下及び字大道下の各字の一部  
 平成6年福岡県告示第1108号、平成12年福岡県告示第987号、平成14年福岡県告示第92号及び平成18年福岡県告示第663号の事業地のうち、次の地内において事業地を変更する。  
 朝倉郡筑前町 朝 日 字前田及び字桜木の各字の一部  
     中牟田 字柳井町、字菊沢、字大神、字沖、字三奈木原及び字岸高の各字の一部  
     東小田 字下竹ノ子、字天神前、字迫額、字中原前、字脇田、字仮家田、字巡尾及び字昭和の各字の一部  
     松 延 字三国手、字切杭及び字梨子木の各字の一部  
     石 檻 字瓦ヶ田の一部  
     下高場 字細牟田及び字若草の各字の一部  
     篠 隅 字足田牟田及び字鴨牟田の各字の一部  
     吹 田 字西原の一部

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字小保 〃	西 正好 古賀 正八	大川漁業協同組合の地区及び三又青木漁業協同組合の地区 (特定のり大川加入区)	のり養殖業
大川市大字大野島 〃	藏 重 靖 彦 古賀 健悟	大野島漁業協同組合の地区のうち大野島東町地区、大野島中町地区 (特定のり大野島第1加入区)	のり養殖業
大川市大字大野島 〃	島崎 幸則 島崎 博喜	大野島漁業協同組合の地区のうち大野島南町地区 (特定のり大野島第2加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 〃	古賀 国平 山口 高義	川口漁業協同組合の地区のうち下新田地区 (特定のり川口第1加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 〃	黒田 洋 児 山田 芳彦	川口漁業協同組合の地区のうち安中地区 (特定のり川口第2加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 大川市大字紅粉屋	山田 直年 山田 智徳	川口漁業協同組合の地区のうち三条野地区 (特定のり川口第3加入区)	のり養殖業
柳川市筑紫町 〃	江口 清治 鶴 久吉	沖端漁業協同組合の地区のうち柳川市筑紫町の地区 (特定のり沖端第1加入区)	のり養殖業

柳川市稻荷町 "	朱牟田 高志 古賀 弘彦	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市稻荷町、鬼童町の地区 (特定のり沖端第2加入区)	のり養殖業
柳川市矢留本町 "	北原 敬二 石橋 政典	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市矢留本町、吉富町の地区 (特定のり沖端第3加入区)	のり養殖業
柳川市矢留町 "	平野 年吉 平野 訓	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市矢留町の地区 (特定のり沖端第4加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	西田 逸雄 成清 覚	大和漁業協同組合の地区のうち 旧北二重地区 (特定のり大和・旧北二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	堤 幸人 堤 和廣	大和漁業協同組合の地区のうち 新北二重地区 (特定のり大和・新北二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	西田 義満 西田 弘二	大和漁業協同組合の地区のうち 西二重地区 (特定のり大和・西二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	西田 登三 西田 健一	大和漁業協同組合の地区のうち 南二重地区 (特定のり大和・南二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	松藤 和男 松藤 夏樹	大和漁業協同組合の地区のうち 西在内山地区 (特定のり大和・西在内山加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	平川 国義 津村 貞則	大和漁業協同組合の地区のうち 上ヶ地地区 (特定のり大和・上ヶ地加入区)	のり養殖業

柳川市大和町中島三五平 "	坂井 卓司 河島 七月	大和漁業協同組合の地区のうち 三五平地区 (特定のり大和・三五平加入区)	のり養殖業
柳川市大和町鷹ノ尾 柳川市大和町中島	平河 哲 田中 正彦	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の東上町地区 (特定のり中島第1加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	黒田 隆一 森田 昭吉	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の西上町地区 (特定のり中島第2加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 柳川市大和町鷹ノ尾	高田 憲治 田中 豊喜	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の中町地区 (特定のり中島第3加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	横山 正則 石橋 一隆	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の下町地区 (特定のり中島第4加入区)	のり養殖業
柳川市大和町六合 三池郡高田町徳島	田中 輝義 田中 一馬	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の鷹尾東地区、鷹 尾西地区、江崎地区及び高田町 大字徳島の地区 (特定のり中島第5加入区)	のり養殖業

## 福岡県告示第1667号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市手光字石塚871番6 及び873番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福津市手光1529番地の1  
松川 利彦

## 福岡県告示第1668号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営福吉地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年9月1日から 平成18年10月2日まで	二丈町役場

## 福岡県告示第1669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
朝倉	県道	甘木朝倉線	前	朝倉市宮野1758番1先から 同市宮野2105番1先まで	5.0 ～ 26.0	470.0	うち重用 延長一般 国道386 号87.0メートル
				同上	15.0 ～ 26.0	412.3	うち重用 延長一般 国道386 号412.3メートル

			後	同上	15.0 ～ 26.0	412.3	うち重用 延長一般 国道386 号412.3 メートル
--	--	--	---	----	-------------------	-------	---

## 福岡県告示第1670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川	県道	江島線	前	三瀬郡大木町大字福土3136番先から 同郡同町大字大角283番1先まで	2.6 ～ 7.1	232.5
			後	同上	4.0 ～ 9.8	232.5

## 福岡県告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	室木下有木線 若宮	鞍手郡鞍手町大字室木766番17先から 宮若市四郎丸625番5先まで

**福岡県告示第1672号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 生鮮市場たんと稻築店
- (2) 所在地 福岡県嘉麻市岩崎826番地1

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

交通整理員を繁忙期のみ3名配置で配置日時を午前9時00分～午後8時00分としてあるが、繁忙期を明確にし歩行者の安全を確保してほしい。なお、県道であるので飯塚土木事務所と歩道の協議を行うこと。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

## (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

## (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

## (6) 術並みづくり等への配慮等

敷地内広告物の合計が15m<sup>2</sup>を超える場合は、都市計画課に広告物の申請をすること。

## (7) その他

意見なし

**福岡県告示第1673号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス宗像店
- (2) 所在地 福岡県宗像市石丸3丁目7番1号

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第1674号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店

(2) 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 福岡県告示第1675号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人 和浩会 安藤病院	福岡市城南区別府1-2-1	平成18年9月1日から平成21年8月31日まで
医療法人 相生会 宮田病院	宮若市本城1636	
独立行政法人 労働者健康福祉機構 門司労災病院	北九州市門司区東港町3-1	
健和会 大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	
独立行政法人 労働者健康福祉機構 九州労災病院	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1	
東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	
新日鐵八幡記念病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	
社会福祉法人 恩賜財団 济生会支部 福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	
医療法人 正和中央病院	北九州市八幡西区八枝3-13-1	
医療法人 医和基会 牧山中央病院	北九州市戸畠区初音町13-13	

戸畠共立病院

北九州市戸畠区明治町1-25

## 福岡県告示第1676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成18年8月18日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 JA糸島ファーマーズマーケット

(2) 所在地 福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
糸島農業協同組合	福岡県前原市前原東二丁目7番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
糸島農業協同組合	福岡県前原市前原東二丁目7番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年4月19日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,600m<sup>2</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1	323

### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1	46

### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1	1,501.5

### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1	17.5

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
糸島農業協同組合	午前9時	午後6時

### (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後6時30分まで

### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県前原市大字波多江字スボリ567-1

### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後5時まで

## 福岡県告示第1677号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 届出年月日

平成18年8月16日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コジマNEW福岡春日店

(2) 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号

### 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	福岡県春日市須玖北1丁目1番1号	3	福岡県春日市須玖北1丁目1番1号

## 福岡県告示第1678号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

### 1(1) 解除予定保安林の所在場所

飯塚市大字夫婦釜2782の4、2782の5、内住字福ヶ谷1762の5、馬敷字コボシ

キ1032の6、字ヲサコ谷1418の115から1418の117まで、山口字茜屋888の38、888の39、字城山904の98、字竹ノ尾1087の76、1087の77、筑紫野市大字香園388の170、宮若市黒丸字丸尾1894の2、字蛇谷2000の5、2001の2、宮永字米ノ山1238（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

飯塚市舍利蔵字有谷1642の4、1685の2、筑紫野市大字阿志岐1の445、1の448、1の450から1の452まで、1の454、1の456から1の458まで、1の462から1の464まで、大字香園123の39、宮若市上有木字大辰2496の58から2496の62まで、字後谷2587の9、黒丸字長谷辻421の2、422の7、字十蓮450の2、451の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1679号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

飯塚市舍利蔵字有谷1642の4、大分子夫婦釜2782の4、2782の5

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

**福岡県告示第1680号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	八女線 香春	前	八女郡星野村2622番1先から 同郡同村4514番1先まで	12.0 ～ 45.0	790.0
			後	同上	12.0 ～ 45.0	790.0

**福岡県告示第1681号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 香春	八女郡星野村4587番1先から 同郡同村4551番4先まで

**福岡県告示第1682号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年8月9日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人嘉麻NPOワーカス

## (2) 代表者の氏名

岩下 正和

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉麻市漆生1224番地11

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体障害者に対して、道路・公園等の整備や児童の安全のためのパトロールに関する事業などを行い、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図るとともに安全で住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1683号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年8月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 あそびの達人サークル

## (2) 代表者の氏名

田口 朝子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町京町二丁目10番地11

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青少年に対して、放課後もしくは学校の休日などに「あそび」「学習」「スポーツ」での居場所作り、自然体験や生活体験の場つくりをし、ゆくゆくは、町の子どもと地域住民との交流促進やコミュニティーの広場を提供する事業を行い、子どもの健全な育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1684号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年8月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人秋桜

## (2) 代表者の氏名

大場 謙司

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区青山三丁目18番11号

## (4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、要介護又は要支援状態の介護保険対象者に、ホームヘルプサービス、ケアプラン作成サービスに関する事業や、高齢者の地域行事への参加の支援に関する事業等を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、介護保険対象者にホームヘルプサービスやケアプラン作成サービスを提供する事業、及び、介護保険対象者以外の高齢者や障害者、その他の日常生活の支援を必要とする方々に生活支援サービスを提供する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 公 告

### 公告

第194回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 日時

平成18年9月12日 午後3時

#### 2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎 602会議室

#### 3 予定議案

大牟田都市計画地区計画の変更（大牟田市決定）に対する同意協議について（継続審議）

#### 4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

### 公告

平成18年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 受験資格

特に制限はない。

#### 2 試験

##### (1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

##### (2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成18年11月10日（金曜日）午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

#### 3 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

ア 履歴書 1部

イ 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年9月25日（月曜日）から同年10月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年10月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 合格者の発表

合格者は、平成18年11月末までに発表する。発表は、合格者の受験番号を県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

#### 5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

#### 公告

平成18年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成18年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の6までに定めるところによる。

#### 2 等級別職種

##### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製

造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

##### (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業及びプラント配管製図作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

##### (3) 3級

機械検査（機械検査作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション

ン作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

溶射(防食溶射作業)、電子回路接続(電子回路接続作業)、エーエルシーパネル施工(エーエルシーパネル工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、特級及び単一等級の技能検定については一律15,700円とし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	15,700円
工場板金	15,700円
ロープ加工	15,700円
機械検査	13,000円
機械保全	15,700円
半導体製品製造	15,700円
プリント配線板製造	15,700円
自動販売機調整	15,700円
鉄道車両製造・整備	15,700円
時計修理	15,700円
空気圧装置組立て	15,700円
油圧装置調整	15,700円

農業機械整備	15,700円
冷凍空気調和機器施工	15,700円
和裁	11,500円
製版	15,700円
強化プラスチック成形	15,700円
パン製造	15,700円
菓子製造	15,700円
建築大工	15,700円
かわらぶき	15,700円
配管	15,700円
厨房設備施工	15,700円
型枠施工	15,700円
鉄筋施工	15,700円
コンクリート圧送施工	15,700円
防水施工	15,700円
カーテンウォール施工	15,700円
自動ドア施工	15,700円
ガラス施工	15,700円
テクニカルイラストレーション	11,500円
機械・プラント製図	11,500円
電気製図	11,500円
金属材料試験	15,700円
印章彫刻	15,700円
塗装	15,700円
義肢・器具製作	15,700円
舞台機構調整	15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
機械検査	8,700円
プリント配線板製造	10,500円
時計修理	10,500円
冷凍空気調和機器施工	10,500円
和裁	7,700円
建築大工	10,500円
配管	10,500円
テクニカルイラストレーション	7,700円
機械・プラント製図	7,700円
電気製図	7,700円

## イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成18年11月24日（金曜日）から平成19年2月18日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

## ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成18年11月17日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

## (2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

## イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所

(ア) 1級及び2級 機械検査、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、(鉄筋組立てに係るものに限る。)及び金属材料試験 (イ) 3級 機械検査及び配管	平成19年1月28日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成19年1月31日 (水曜日)	
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	平成19年2月4日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ウ) 3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、建築大工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）		
(エ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工		

(ア) 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、和裁、製版（DTPに係るものに限る。）、厨房設備施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）、電気製図及び義肢・装具製作 (イ) 3級 プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、和裁、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションに係るものに限る。）及び電気製図 (ウ) 単一等級 溶射、電子回路接続及びエーエルシーパネル施工		平成19年2月11日 (日曜日)
---	--	---------------------

#### 4 受検手続及び受付期間

##### (1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

##### (2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成18年9月25日（月曜日）から同年10月6日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成18年10月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

##### (2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

##### (3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

#### 6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)